

放射性廃棄物の海洋投棄に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年八月八日

水野賢一

参議院議長 西岡武夫殿

放射性廃棄物の海洋投棄に関する質問主意書

放射性廃棄物の海洋投棄について、以下のとおり質問する。

一 放射性廃棄物の海洋投棄については、国際条約や国内法によって日本でも行われていないはずだが、放射性廃棄物の海洋投棄を禁止する国際条約と国内法の条文を明示されたい。

二 陸域から放射性廃棄物を海洋投棄することは、国際条約や国内法によって禁止されていると考えるか。政府の見解を明らかにされたい。

三 放射性廃棄物の海洋投棄を禁止する国際条約や国内法の発効・施行前の時点では、日本でも放射性廃棄物の海洋投棄が行われていたのか。行われていたとすればその規模はどのくらいのもだったのか。政府の承知しているところを明らかにされたい。

右質問する。

